

第12 ガス漏れ火災警報設備

(令第21条の2, 則第24条の2の2から則第24条の2の4, 昭和56年告示第2号関係)

1 受信機

(1) 常用電源

第11 自動火災報知設備1, (1)を準用すること。

(2) 非常電源

第11 自動火災報知設備1, (2)を準用すること。

(3) 設置場所

第11 自動火災報知設備1, (3)を準用するほか, 則第24条の2の3第1項第4号イのただし書を適用する場合にあっては, 放送設備の操作部又は遠隔操作器と併置すること。

(4) 機器

第11 自動火災報知設備1, (4), (イを除く。)を準用すること。

(5) 警戒区域

第11 自動火災報知設備1, (5), アからウまでを準用するほか, 次によること。

ア 一の警戒区域の1辺の長さは, 50m以下とし, 検知区域のある室(天井裏及び床下の部分を含む。)の壁(間仕切及び天井から突き出したはりを含む。)の区画等で境界線を設定すること。

イ 前アによるほか, 天井裏又は床下の部分に設けるものを除き警戒区域の面積が600㎡以下で, かつ, 1辺の長さが50m以下の部分(検知区域のない室等を含む。)に2以上の検知区域が分散してある場合は, 一の警戒区域として設定することができる。

ウ 警戒区域は, 防火対象物の2以上の階にわたらないものとする。ただし, 次による場合はこの限りではない。

(ア) 則第23条第5項第3号に規定するエレベーターの昇降路, リネンシュート, パイプダクトその他これらに類するもの。

(イ) 検知区域のある2の室が直接内階段等により接続され, かつ, 警戒区域の面積が500㎡以下となる場合にあっては, 2の階にわたることができる。■

(6) 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

2 検知器

(1) 常用電源

常用電源は, 交流電源によるものとし, 次によること。

ア 受信機及び中継器から電源の供給を受ける検知器

第11 自動火災報知設備1, (1), ア及びイを準用すること。

イ 受信機及び中継器から電源の供給を受けない検知器

第11 自動火災報知設備 1, (1), ア, ウ及びオを準用するほか, 次によること。

- (ア) 定格電圧が150Vを超える検知器の金属製外箱は, 接地工事を施すこと。
- (イ) 回路の分岐点から3m以下の箇所に, 各極を同時に開閉できる開閉器及び最大負荷電源の1.5倍(3A未満の場合は3Aとする。)以上の電流で作動する過電流遮断器(定格遮断電流20A以下のものであること。)が設けてあること。

(2) 非常電源

第11 自動火災報知設備 1(2)を準用すること。

(3) 設置方法

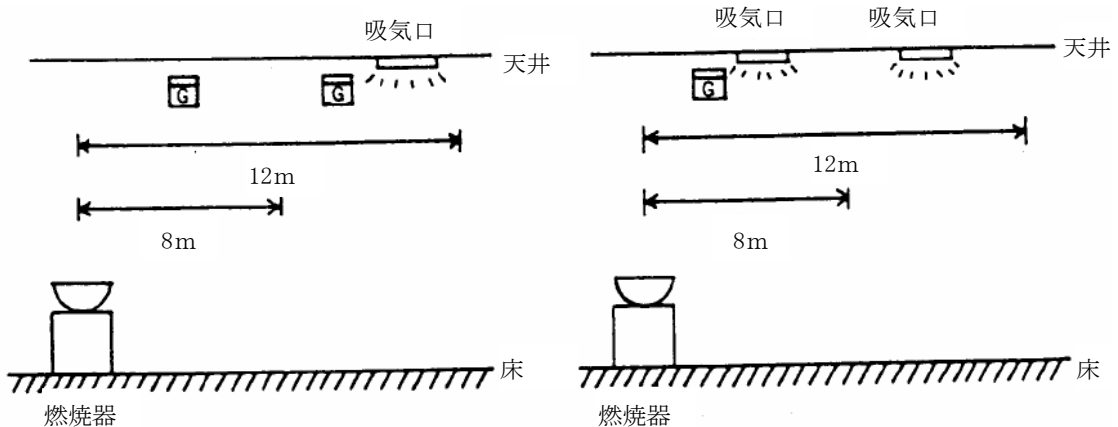
ア 共通事項

則第24条の2の3第1項第1号イ(イ)に規定された水平距離の算定は, 次に定める距離によること。

- (ア) ガス燃焼機器はバーナー部分の中心からの距離
- (イ) ガス栓は当該ガス栓の中心からの距離
- (ウ) 貫通部は外壁の室内に面するガス配管からの距離

イ 検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合

- (ア) 燃焼器等から水平距離が8m以内のガス漏れを最も有効に検知することができ, かつ, 廃ガスの影響の少ない位置に検知器を設けること。
- (イ) 燃焼器等から水平距離12m以内(廃ガスの影響を受けやすい水平距離4m以内を除く。)で天井面から0.6m未満の位置に吸気口がある場合は, 前(ア)により検知器を設けるほか, 燃焼器等から最も近い吸気口付近(吸気口からおおむね1.5m以内の場所)に検知器を設けること。(第12-1図参照)ただし, 最も近い吸気口が燃焼器等から水平距離4mを超え8m以内にあり, かつ, 当該吸気口付近に検知器を設けた場合は, 前(ア)の検知器を省略することができる。(第12-2図参照)



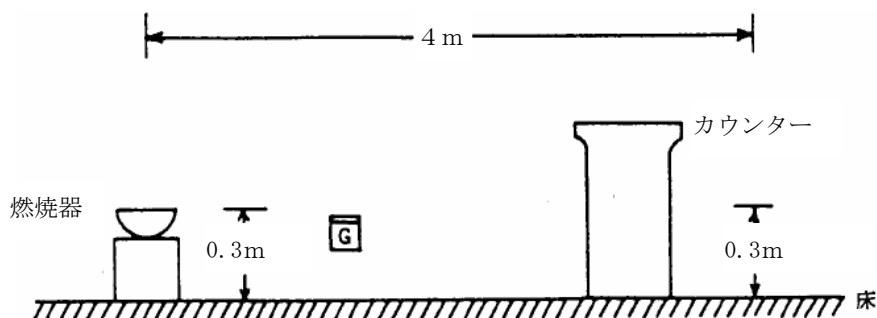
第12-1図

第12-2図

ウ 検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合

(ア) 燃焼器等又は貫通部の設けられている側の床面より高い段差がある場合は、当該段差の手前に検知器を設けること。

(イ) 燃焼器等又は貫通部から水平距離4 m以内に床面から0.3mを超えるカウンター等がある場合、検知器は燃焼器等又は貫通部の側に設けること。



第12-3図

(4) 機器

検知器にあつては、告示に適合すること。

(5) 検知器の設置を要しない場所は則第24条の2の3第1項第1号の規定によるほか、次によること。

(ア) 腐食性ガスの発生する場所等で検知器の機能保持が困難な場所

(イ) 空気吸入口が屋外に面している密閉式バーナー（BF式【自然吸排気】，FF式【強制吸排気】）を有するガス燃焼機器のある場所

(ウ) カートリッジ式ガスボンベを内蔵するガス燃焼機器のある場所

3 中継器

(1) 常用電源

ア 受信機及び検知器から電源の供給を受ける中継器

第11 自動火災報知設備 1，(1)，ア及びイを準用すること。

イ 受信機及び検知器から電源の供給を受けない中継器

第11 自動火災報知設備 1，(1)を準用すること。

(2) 非常電源

第11 自動火災報知設備 1，(2)を準用すること。

(3) 設置方法

ア 腐食性ガスの発生する場所等、機能障害の生ずるおそれのある場所に設けないこと。

イ 自動火災報知設備の中継器と兼用するものにあつては、第11 自動火災報知設備

3, (3)を準用すること。

4 警報装置

(1) 音声警報装置

第14 非常警報設備 2 を準用すること。

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 一の警戒区域が 2 以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあつては点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。

イ ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から4.5m以下とすること。

ウ ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。

(3) 検知区域警報装置

検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

イ 機械室その他常時人のいない場所で一の警戒区域が 2 以上の検知区域から構成される場合又は天井裏若しくは床下の部分の検知区域にあつては、当該警戒区域ごとに検知区域警報装置を設けることができる。

ウ 検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。
ただし、検知器が警報機能を有する場合はこの限りでない。

エ 警報音は、第11 自動火災報知設備 5, (4)を準用すること。

5 配線及び工事方法

第11 自動火災報知設備 8, (1)から(5)までを準用するほか、検知器の電源の供給方式は、コンセントを使用する場合、次によること。■

(1) 検知器の電源の供給停止が受信機で確認できるものであること。

(2) コンセントは、引掛け型コンセント等容易に離脱しない構造のものであること。

(3) コンセントは、検知器専用のものでとすること。

6 温泉の採取のための設備が内部に設置されている施設で、ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない防火対象物

(1) 令別表第 1 に掲げる建築物その他の工作物（収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。）で、その内部に、温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの（温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。）が設置されているもの。

(2) (1)の収容人員に係る「総務省令で定める数」について、1人としたこと。

(3) (1)の「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」とは、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第 6 条の 3 第 3 項第 5 号イに規定する温泉井戸、ガス

分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）であること。

7 ガス漏れ火災警報設備に関する基準の細目に関する事項

(1) ガス漏れ検知器（以下「検知器」という。）の設置について、検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合には、次のアからエまでによること

ア 燃焼器（令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物に存するものについては、消防庁長官が定めるものに限る。以下同じ。）又は貫通部（同項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げる防火対象物若しくはその部分又は同項第3号に掲げる防火対象物の部分で消防庁長官が定めるものに燃料用ガスを供給する導管が当該防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。以下同じ。）から水平距離で8m以内の位置に設けること。ただし、天井面等が0.6m以上突出したはり等によつて区画されている場合は、当該はり等より燃焼器側又は貫通部側に設けること。

イ 温泉の採取のための設備（則第24条の2の2第3項に規定するものをいう。以下同じ。）の周囲の長さ10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が0.6m以上突出したはり等によつて区画されている場合は、当該はり等より温泉の採取のための設備側に限る。）に設けるとともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。

ウ 燃焼器若しくは温泉の採取のための設備（以下「燃焼器等」という。）が使用され、又は貫通部が存する室の天井面等の付近に吸気口がある場合には、当該燃焼器等又は貫通部との間の天井面等が0.6m以上突出したはり等によつて区画されていない吸気口のうち、燃焼器等又は貫通部から最も近いものの付近に設けること。

エ 検知器の下端は、天井面等の下方0.3m以内の位置に設けること。

(2) ガス漏れ検知器の設置について、検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合には、次のアからウまでによること。

ア 燃焼器又は貫通部から水平距離で4m以内の位置に設けること。

イ 温泉の採取のための設備の周囲の長さ10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けるとともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。

ウ 検知器の上端は、床面の上方0.3m以内の位置に設けること。

(3) (1)イ又は(2)イに定めるところにより検知器を設ける場合にあっては、受信機を設けないことができること。

(4) 音声によりガス漏れの発生を防火対象物の関係者及び利用者に警報する装置（以

下「音声警報装置」という。)は、次のア又はイに定めるところにより設けること。

ア 令第21条の2第1項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げる防火対象物若しくはその部分又は同項第3号に掲げる防火対象物の部分で消防庁長官が定めるものに設けるものにあつては、次の(ア)から(ウ)までによること。ただし、則第25条の2第2項第3号に定めるところにより設置した放送設備の有効範囲内の部分には、音声警報装置を設けないことができる。

(ア) 音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

(イ) スピーカーは、各階ごとに、その階の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が25m以下となるように設けること。

(ウ) 一の防火対象物に2以上の受信機を設けるときは、これらの受信機があるいずれの場所からも作動させることができること。

イ 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物(アの消防庁長官が定める部分(以下「長官指定部分」という。)が存しないものに限る。)又は同号の防火対象物(長官指定部分が存するものに限る。)の部分(長官指定部分を除く。)に設けるものにあつては、次の(ア)及び(イ)に定めるところによること。ただし、常時人がいない場所又は第25条の2第2項第3号に定めるところにより設置した放送設備若しくは警報機能を有する検知器若しくは検知区域警報装置の有効範囲内の部分には、音声警報装置を設けないことができる。

(ア) 音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

(イ) スピーカーは、各階ごとに、その階の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が25m以下となるように設けること。

(5) (1)、アの「消防庁長官が定める燃焼器」について、次のア又はイに掲げるものとする。 (改正後のガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用中継器及び受信機の基準(以下「告示」という。)第2第1号関係)

ア 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物で令別表第一(1)から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げるものの地階で、床面積の合計が1,000㎡以上のものに存する燃焼器

イ 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物で令別表第一(16)項イに掲げるものの地階のうち、床面積の合計が1,000㎡以上で、かつ、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げるものの用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上のものに存する燃焼器

(6) (1)、ア及び(4)、アの「消防庁長官が定める部分」は、次のア又はイに掲げるものであること。

ア 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物で令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げるものの地階で、床面積の合計が1,000㎡以上のも

イ 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物で令別表第一(16)項イに掲げるものの地階のうち、床面積の合計が1,000㎡以上で、かつ、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げるものの用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上のも

8 検知器の構造及び性能に関する事項

検知器の性能の基準について、則第24条の2の3第1項第1号イ(ロ)又は同号ロ(ロ)に定めるところにより設ける場合にあつては、次の(1)から(6)までに定めるところによること。

- (1) ガスの濃度が爆発下限界の10分の1以上のときに確実に作動し、200分の1以下のときに作動しないこと。
- (2) 爆発下限界の10分の1以上の濃度のガスにさらされているときは、継続して作動すること。
- (3) 信号を発する濃度のガスに断続的にさらされたとき、機能に異常を生じないこと。
- (4) 通常の使用状態において、調理等の際に発生する湯気、油煙、アルコール、廃ガス等により容易に信号(警報機能を有するものにあつては、信号及び警報)を発しないこと。
- (5) 信号を発する濃度のガスに接したとき、60秒以内に信号(警報機能を有するものにあつては、信号及び警報)を発すること。
- (6) ガスの濃度を指示するための装置を設けるとともに、当該指示された値を校正することができること。